

## Wi-Fi ルーターレンタルサービス利用規約

### 第1条(目的・定義)

本規約は、一般財団法人阿蘇テレワークセンター(以下「当社」)が提供する Wi-Fi ルーターレンタルサービス(以下「本サービス」)の利用条件を定めます。

【本サービス】当社提供の Wi-Fi ルーター機器の月額賃貸借サービス

【設置場所】貸出機器は阿蘇インターネット光契約住所でのみ使用できます。

【貸出機器】本サービスにおいて利用者に貸し出す Wi-Fi ルーター機器

【利用者】個人として阿蘇インターネット光サービスを契約しており、かつ設置場所を自宅(生活の本拠となる住居)として使用している者であって、本規約に同意のうえ当社が承認した者。法人・団体、および事業所・店舗・事務所への設置を目的とした申込はできません。

【阿蘇インターネット光サービス約款】当社が別途定める「阿蘇インターネット光サービス契約約款」

【振替口座】月額利用料を口座振替により支払うために登録する金融機関口座

【クラウド管理システム】当社が貸出機器の遠隔管理・設定変更に使用する機器メーカー提供のシステム

### 第2条(阿蘇インターネット光サービス約款との関係)

1. 本サービスは阿蘇インターネット光サービスの付帯サービスです。利用者は阿蘇インターネット光サービス約款に基づく有効な契約を維持しなければなりません。

2. 本規約は阿蘇インターネット光サービス約款を補充します。本規約に定めのない事項は阿蘇インターネット光サービス約款が適用されます。

3. 本規約と阿蘇インターネット光サービス約款が抵触する場合は阿蘇インターネット光サービス約款が優先します。

4. 利用者が阿蘇インターネット光サービス約款に違反した場合、または阿蘇インターネット光サービス契約が終了・解除された場合、当社は本サービスを即時停止または解約できます。

5. 利用者は阿蘇インターネット光サービス約款のすべての条項を遵守するものとします。

### 第3条(所有権)

本サービスは機器の賃貸借であり、月額料金の支払いをもって所有権が転移することはありません。貸出機器の所有権は一切の期間において当社に帰属します。利用者は転売・買入れ・担保提供その他の処分を行うことはできません。

### 第4条(申込・契約の成立)

1. 本サービスの利用希望者は当社所定の申込手続きを行うものとします。

2. 申込にあたり、利用者は本規約および阿蘇インターネット光サービス約款に同意のうえ振替口座の登録手続きを完了させなければなりません。未完了の場合、申込は受理されません。

3. 当社が申込を承認し通知した時点で契約が成立します。

4. 以下に該当する場合、当社は申込を承認しないことがあります：申込内容の虚偽・誤記 / 振替口座未登録 / 阿蘇インターネット光サービス有効契約なし / 法人・団体または事業所への設置目的 / 過去の規約違反 / その他当社が不適当と判断した場合

### 第5条(月額料金・支払方法)

1. 月額利用料は現在当社が選定・採用している機器(TP-LINK DECO X50 または X3000 同等機)にて、機器一台当たり 330 円(税込)とします。事業上の理由(調達機器の廃盤・メーカー事情・採用機器の変更・後継機への移行等)により運営コストが変動した場合、当社は第 18 条の定めに従い料金を改定することがあります。また、同様の理由により本サービスの新規受付を停止し、またはサービスを終了することがあります。

2. 支払方法は口座振替のみとします。クレジットカード・現金・振込等、口座振替以外の支払方法は利用できません。

3. 利用者は利用開始前に振替口座の登録を完了させるものとします。登録が完了しない限り機器の引渡しは行いません。

4. 利用料は毎月末日締め、翌月末日に振替口座から引き落とします。(当月ご利用分は翌月のご請求となります。)

5. 口座残高不足等で振替不能となった場合、当社は翌月以降に合算して再振替を行うことがあります。

6. 一度お支払いいただいた料金は返金しません。

### 第6条(振替口座の登録・管理)

1. 振替口座の情報に変更が生じた場合、速やかに当社へ届け出るものとします。

2. 変更手続き完了前に生じた振替不能について当社は責任を負いません。

3. 振替口座が解約等により振替不能となった場合は速やかに新たな振替口座を届け出るものとします。新口座登録完了まで月額利用料の支払義務は継続します。

### 第7条(貸出機器の引渡し・受領)

1. 当社は振替口座の登録完了および契約成立を確認した後、当社が指定する方法(当社出張による設置または手渡し等)により貸出機器を引き渡します。

2. 引渡し時に当社は利用者へ SSID および暗号化キーが記載された重要書類を交付します。これ以外の設定情報はお渡ししません。

3. 利用者は引き渡し時に外観・動作を確認し、異常がある場合はその場で申し出るものとします。申し出がない場合、正常な状態で受領したものとみなします。

4. 引渡し時に当社が発行する「機器貸出票(受領書)」に利用者が署名することで引渡し完了したものとします。

5. 本サービスの貸出機器は既存のルーター等の通信機器と置き換えて使用するサービスです。既存のルーターとの併用・共存はできません。

### 第8条(機器のクラウド管理・設定変更)

1. 貸出機器は機器メーカーが提供するクラウド管理システムを通じて当社が遠隔管理します。利用者はこれに同意のうえ本サービスを利用するものとします。

2. 機器の設定変更(ネットワーク設定・ファームウェア更新等を含む)は、当社作業員がクラウド管理システム経由で行います。利用者自身による設定変更はできません。

3. 当社は、サービスの品質維持・セキュリティ対応・障害対応等を目的として、予告なく設定変更を行うことがあります。

4. 当社は機器の稼働状況の管理を目的としてクラウド管理システム上の機器情報にアクセスすることがありますが、利用者の個人情報の取得を目的としたアクセスは一切行いません。

### 第9条(禁止事項)

利用者は以下の行為を行ってはなりません。また阿蘇インターネット光サービス約款の禁止事項も遵守するものとします。

・第三者への転貸・譲渡・担保提供

・分解・改造・改ざん

・機器の設定画面へのアクセス・設定の初期化・変更・リセットの試み

・当社指定以外の使用方法

・違法行為または公序良俗に反する行為

・シリアル番号・管理ラベルの剥がし・改ざん

・阿蘇インターネット光サービス約款に違反する態様での使用

### 第10条(機器の保管・管理)

1. 利用者は善良な管理者の注意をもって貸出機器を使用・保管するものとします。

2. 紛失・盗難が発生した場合、直ちに当社へ届け出るものとします。

### 第11条(故障・破損時の取扱い)

費用負担の基準は以下のとおりです。

| 原因          | 対応         | 費用         |
|-------------|------------|------------|
| 自然故障        | 無償交換・修理    | 当社負担       |
| 過失による破損・水濡れ | 修理または交換    | 利用者負担      |
| 紛失・盗難       | 販売価格相当額を請求 | 利用者負担      |
| 天災・落雷       | 当社が修理または交換 | 双方負担なし(免責) |

1. 故障・破損が疑われる場合、自己判断で修理等を行わず当社へ連絡するものとします。

2. 利用者の故意・過失が認められた場合、修理可能なときは修理・交換費用(実費相当)を、修理不能または紛失・盗難の場合は機器一台当たり当社販売価格相当額(令和 8 年 6 月 1 日現在 15,000 円)を請求することがあります。

3. 故障による機器交換の際、同一機種の新在庫がない場合は、同等以上の性能を有する機器をもって代替します。機種指定はできません。なお、故障・破損以外の理由(利用者の希望等)による機器交換には応じません。

### 第12条(契約期間・自動更新)

1. 最低利用期間は契約成立日から 1ヶ月とします。

2. 最低利用期間満了後は解約の申し出がない限り 1ヶ月ごとに自動更新されます。

3. 阿蘇インターネット光サービスの契約が終了した場合、利用者は本サービスの解約届を提出するとともに速やかに機器を返却するものとします。

### 第13条(解約)

1. 解約希望月の前月末日までに当社所定の手続きを行うものとします。

2. 解約成立月の月額利用料は日割りなく 1ヶ月分を請求します。

3. 解約申し出後、当社職員が回収日時を調整のうえ貸出機器を回収します。利用者立ち会いのもと、ご自宅にてルーター本体および付属品(電源ケーブル、LAN ケーブル)を取り外します。

4. 返却期限を過ぎても返却がない場合、当社は機器一台当たり当社販売価格相当額(令和 8 年 6 月 1 日現在 15,000 円)を損害賠償として請求できます。損害賠償請求後に機器が返却された場合であっても、当社は請求額の減額または返金に応じる義務を負いません。

### 第14条(当社による解約・利用停止)

利用者が以下のいずれかに該当する場合、当社は催告なく本契約を解除または本サービスを停止できます。

・口座振替が不能となり、再振替後も解消されない場合

・振替口座の登録を解除または新口座の登録を行わない場合

・本規約または阿蘇インターネット光サービス約款の禁止事項に違反した場合

・阿蘇インターネット光サービスの契約が解除・終了された場合

・機器を著しく毀損または紛失した場合

・当社との連絡が 30 日以上取れない場合

・その他継続が困難と判断した場合

解約の場合においても利用者は速やかに貸出機器を返却する義務を負います。

### 第15条(機器の回収)

解約後または第 14 条による解除後に機器を返却しない場合、当社は所有者として機器を回収できます。利用者はこれに協力するものとします。

### 第16条(免責事項)

1. 天災・停電・自然災害・第三者による通信障害・行政措置など当社の責にやらない事由によりサービスを提供できない場合、当社は一切の責任を負いません。

2. 前項以外の事由により当社が損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は損害発生月の月額利用料(330 円・税込)を上限とします。ただし、当社の故意による損害についてはこの限りではありません。

3. 阿蘇インターネット光サービスの障害・停止・終了に伴い本サービスが利用できない場合、阿蘇インターネット光サービス契約約款第 33 条の定めに従い当社は責任を負いません。

4. クラウド管理システムの障害・停止・仕様変更等、機器メーカーの事由により本サービスの提供に支障が生じた場合、当社は責任を負いません。

### 第17条(個人情報の取扱い)

1. 当社は申込時に取得した個人情報を阿蘇インターネット光サービス約款に定める個人情報保護方針に従い管理し、本サービスの提供・サポート・口座振替処理・請求業務の目的以外に使用しません。

2. 貸出機器はクラウド管理システムを通じて管理されます。機器メーカーのサーバーには機器の稼働情報が送信される場合がありますが、利用者の個人情報の取得を目的としたアクセスは一切行いません。なお、機器メーカーによる情報取扱いについては当該メーカーのプライバシーポリシーが適用されます。

### 第18条(規約の変更)

当社は必要に応じて本規約を変更できます。変更内容および効力発生日を Web サイトに掲載し、効力発生日の 30 日前までに通知します。効力発生日以降も継続利用した場合、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。阿蘇インターネット光サービス約款の変更に伴い本規約の変更が必要となる場合はこれに準じて改定します。

### 第19条(準拠法・管轄裁判所)

1. 本規約は日本法に準拠します。

2. 熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第20条(反社会的勢力の排除)

利用者は現在および将来にわたって反社会的勢力に属さないことを表明・保証するものとします。違反した場合、当社は直ちに本契約を解除できます。

附則 本規約は令和 8 年 6 月 1 日より施行します。

制定 令和 8 年 6 月 1 日